

委員会提案

美濃加茂市議会  
第1回定例会議案

令和4年2月24日

## 目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第32号	美濃加茂市議会委員会条例の一部を改正する条例について	―― 1

議第 3 2 号

美濃加茂市議会委員会条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市議会委員会条例の一部を改正する条例を美濃加茂市議会会議規則（昭和 5 1 年美濃加茂市議会規則第 1 号）第 1 4 条第 2 項の規定により下記のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 2 4 日提出

議会運営委員長 牧 田 秀 憲

美濃加茂市議会議長 渡 辺 義 昌 様

記

美濃加茂市議会委員会条例の一部を改正する条例

美濃加茂市議会委員会条例（昭和 5 1 年美濃加茂市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、定数及びその所管）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 文教民生常任委員会 8 人</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>健康こども部</u>の所管に属する事項</p> <p>ウ <u>市民福祉部</u>の所管に関する事項</p> <p>エ (略)</p>	<p>（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、定数及びその所管）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 文教民生常任委員会 8 人</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>健康福祉部</u>の所管に属する事項</p> <p>ウ (略)</p>

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。



*Walkable City*  
*Minakama*